

池田町上下水道事業水道料金システム更新業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、効率的で機能性及び操作性に優れた水道料金システムに更新することにより池田町上下水道事業の正確で効率的な業務の遂行並びに上下水道利用者サービスの品質と利便性の向上を実現するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定めたものです。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名 池田町上下水道事業水道料金システム更新業務
- (2) 納 入 場 所 池田町 建設水道課 水道係
- (3) 業 務 内 容 水道料金システムの構築及び構築のために必要な導入支援作業
- (4) 詳 細 仕 様
 - ①「池田町上下水道事業水道料金システム更新仕様書」に基づく。
 - ②「様式 2 水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表」の機能を基本的に備えていること。
- (5) 履 行 期 限 令和 9 年 3 月 31 日
ただし、システム構築及び導入の工程に対して履行期間が明らかに不足する場合は、協議の上履行期限の延期を行うものとする。
- (6) 見積上限額 22,880,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、上記金額に保守業務委託料は含めないこととするが、5 年間の使用料・保守料について参考として添付すること。（評価の対象に含む）

3. 参加資格

本事業への参加者は、次に示す要件を全て満たすものとします。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和 7・8・9 年度池田町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 公告日から企画提案書の提出期限日までの間に、池田町から競争入札参加資格者について指名停止の措置を受けていないこと。（参加資格の確認を受けた後に指名停止の措置を受けた場合は、参加資格は取り消すものとする。）
- (6) 保守面での品質・対応のリードタイムを担保するため、自社開発・自社所有のシステムによる提案を行うこと。
- (7) 全国の 1 万人以上の水道事業又は下水道事業への納入実績が 40 件以上、かつ長野県内の水道事業又は下水道事業への納入実績が 2 件以上あること。

(8) プライバシーマーク又はISO9001を取得していること。

4. プロポーザルの実施スケジュール（予定）

令和8年8月31日	質問書提出期限
令和8年9月4日	質問回答期日
令和8年9月11日	プロポーザル参加申込書提出期限（必着）
令和8年9月14日（予定）	参加申込書審査結果通知
令和8年9月18日	提案書等提出期限（必着）
令和8年9月25日	プレゼンテーション日程通知
令和8年9月30日	プレゼンテーション実施
令和8年10月上旬	審査結果通知

5. 本プロポーザルへの参加方法

書類の提出先は、いずれも下記連絡先とします。

池田町 総務課 財政係

〒399-8696

長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6

電話 0261-62-3131 F A X 0261-62-9404

Mail zaisei@town.ikeda.nagano.jp

(1) 参加申込

本プロポーザルに参加されたい場合は、【様式1 プロポーザル参加申込書】【様式2 水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表】に必要事項を記入の上、令和8年9月11日までにご提出ください。

提出書類	様式1 プロポーザル参加申込書 様式2 水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表※ ※標準機能であれば「○」、カスタマイズ対応であれば「△」を記載の上 カスタマイズ費用を記載、対応不可であれば「×」を記載の上代替案を記載すること。
受付期間	告示の日から令和8年9月11日(金)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)
提出方法	各1部を持参にてご提出ください。

(2) 質問書の提出

本プロポーザルの参加可否の判断又は本プロポーザルで当町が要求する仕様内容について疑義解消を目的として質問書の提出を受け付けます。

質問書を提出されたい事業者においては、【様式3 質問書】に必要事項を記入の上、令和8年8月31日までにご提出ください。

提出書類	様式3 質問書
受付期間	告示の日から令和8年8月31日(月)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)
提出方法	メールで送信し、送信後に受信確認の電話をしてください。なお評価及び審査に係る質問は一切受け付けません。
回答方法	令和8年9月4日(金)までに当町ホームページにおいて随時回答を公開します。

(3) 参加申込書の審査

提出した参加申込書に基づき、「3. 参加資格」を満たしていることを審査いたします。審査結果は、合否にかかわらず参加申込書を提出されたすべての事業者に対して個別に通知いたします。なお、参加申込書記載の事項について疑義・不明点がある場合には、当町から事前に照会をすることがございます。

(4) 提案書等の提出

参加申込書の審査に合格した事業者については「6. 提案書等の作成要領」に基づき令和8年9月18日までに提案書等をご提出ください。

(5) プレゼンテーションへの参加

提案書等を提出された事業者にはプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの日程は、提案書提出後に当町より連絡いたします。

6. 提案書等の作成要領

(1) 提出資料

「提案書等」は以下に示す提案内容を説明する資料を指します。特に指定のない場合は、使用する用紙はA4サイズとします。

提出資料名	作成要件	提出部数
① 池田町上下水道事業水道料金システム企画提案書	任意様式 A4横で作成すること。ただし、資料としてA3綴じ込みを認める。その際は片袖折りとする。総ページ数30ページ以内とし、A3は2ページ換算とする。表紙・奥付・目次はページに含めない。	正本1部 副本10部
② 会社概要書	任意様式	正本1部 副本10部
③ 業務実績調書	任意様式 ただし、県内・全国の別に導入数が明示されていること。	正本1部 副本10部
④ 業務工程表	任意様式 A3横で作成し、片袖折りをして提出すること。	正本1部 副本10部
⑤ 見積書	貴社様式による正式見積書を提出すること。 見積範囲は「池田町上下水道事業水道料金システム更新仕様書」によること。 なお、保守業務委託料は見積範囲に含めないが、5年分の使用料・保守料についても評価の対象とするため、参考として添付すること。	正本1部 副本10部
⑥ ①～⑤の電子データ (保存様式は任意)	CD-R	1枚

(2) 提出にあたっての留意事項

見積書を除く提出資料は、上記部数を印刷・製本（簡易的なもので可）して提出してください。

提案書等の提出は、その内容物の確認を行い、不備等があった場合当町から対応を指示するため持参による提出をお願いいたします。

(3) 企画提案書に記載すべき事項

提出する企画提案書には、以下の事項を漏れなく提案してください。提出後、記載内容漏れがある場合、また当町が確認したい事項と提案書の内容に著しい差異がある場合は、当町から提出資料の追加をお願いすることがあります。

提案依頼項目	想定する提案内容
提案システムの特長	・システムの開発コンセプト ・提案システムを利用することによる当町にとってのメリット
提案システムの機能	・業務ごとに具体的なシステム機能 ・貴社システムが、各業務をシステムで行うために施している工夫
メーター検針機器	・堅牢性に優れていること ・検針員が操作しやすい仕組み・工夫
運用保守	・システム稼働後のサポート体制 ・保守料の範囲で実施いただける支援内容 ・保守に関するオプションサービス等
導入支援業務	・システム稼働までに貴社が行う作業内容 ・システム稼働までに当町職員が行うべき内容 ・導入支援業務の遂行にあたっての貴社の創意・工夫
研修体制	・システム稼働にあたって行う当町職員向けに実施する研修内容
その他当町にとって有益な提案	上記以外に当町にとって有益な提案があればご提案ください。

7. プレゼンテーションの実施要領

(1) プレゼンテーションの実施手順

プレゼンテーションは、準備、撤収の時間を除き 60 分間とします。60 分間のうち、初めの 40 分間で提案者によるプレゼンテーションを行ってください。残りの 20 分間で質疑応答を行います。なお、質疑応答時間については、評価委員からの質問が多い場合、若干延長する場合があります。

提案者によるプレゼンテーションの時間が 40 分を超え、かつ説明が終わりそうにないと当町担当者が認めた場合、プレゼンテーションの打ち切りを行いますので十分ご注意ください。

(2) プレゼンテーションの内容

当町へ提出する企画提案書の内容に沿ってプレゼンテーションを行ってください。時間の都合上、実機によるデモンストレーションはメーター検針機器のみに限ります。

(3) 持参するもの

会場に以下設備を用意します。提案者はその他プレゼンテーションに必要な機材をご用意ください。プレゼンテーションにおいては、当町が要求した場合を除き追加資料の配布を禁じます。

設備	仕様	数
テレビモニター	75 インチ	1 台
HDMI ケーブル	全長 5 m 程度	1 本

※会場都合により、コンセントが機材の数に対して不足する可能性、また機材のケーブル

プラグが届かない位置に配置されている可能性があります。必要に応じ電源延長ケーブル、電源タップ等をご用意ください。

(3) 参加人数

参加者は3名とし、プレゼンテーションの説明は、本業務を担当する予定の提案システムに精通した担当者が行ってください。ただし、必要に応じて、参加者が分担して説明しても構いません。

(4) 審査基準及び配点

当町が設置する選定委員会における提案審査は、別に定める「池田町上下水道事業水道料金システムプロポーザル評価基準」の各評価項目及び評価内容のとおり審査し、各評価項目の評点の合計を総合評価点数とします。

(5) 最低基準

総合評価点数の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定(受注候補者、次点候補者)の対象から除外します。

(6) 応募者が1者の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を受注候補者とします。

8. プレゼンテーション結果の通知

(1) 結果通知方法

プレゼンテーションの結果は、全ての提案者のプレゼンテーションが終了した日から5営業日以内に、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、その旨を全ての提案者に対して書面にて通知いたします。

(2) 契約締結手続き

優先交渉権者に指名された提案者は、電話で事前連絡の上、速やかに当町へ来庁し契約手続きのための調整を開始してください。優先交渉権者決定後、20日以内に契約締結内容の合意する見込みが立たない場合は、次点候補者が交渉権を持つこととなり、当町からの連絡に基づき、契約交渉を開始することとします。

9. 提案に当たっての留意事項

本プロポーザルに参加するために事業者が要する費用は、提案者の負担とします。

池田町役場での折衝及び第三者を介しての営業行為等は一切認めません。万一行った場合は、失格といたします。